



藤沢北西ロータリークラブ週報

Weekly Report. THE ROTARY CLUB OF

FUJISAWA. HOKUSEI Dist.2780



世界へのプレゼントになろう Be a gift to the world

2015~2016年度 国際ロータリー会長 K. R. ラビンドラン

会長 安部英夫 幹事 長谷川一夫 会報委員 平綿敏郎・安室慶雄・臼井加奈美

第1891回例会 本日のプログラム

8/6(木) 「コンゴ民主共和国について」
ムランバ・バンテキ・ディスニー君

第1890回 例会報告

7/30(木) (2015~2016) No.5 小雨

司会	平綿聖広SAA
歌	
ロータリーソング	「それでこそロータリー」 井上寛ソングリーダー
スピーカー	阿部貴之新会員
ゲスト	山崎敬二様(新会員候補者)
ビジター	

出席報告

柳生孝秀委員長

項目	会員数	出席	出席率	MU	修正出席率
回月日	名	名	%	名	%
前々回 7/16	23	20	86.96	0	86.96
今回 7/30	23	22	95.65		

M. UP

事前M. UP

須永君(7/25社会・国際奉仕セミナー)

* * 次回プログラム * *
8/20(木)「拡大・増強月間に因んで」
佐藤祐一郎地区会員増強・会員維持委員長

会長報告

安部英夫会長

○7/26(日)エント・ポリオキャンペーンが開催されました。募金合計金額は、88,882円との報告がありました。参加された6名の皆様、酷暑の中、大変お疲れ様でした。
○8月のローラーレートも引き続き 1ドル=124円です。
○府中会員は、新事業を設立さましたので、クラブよりお祝い金を贈呈致します。

幹事報告

長谷川一夫幹事

メール受理

○瀧澤ガバナー補佐より
～「7/26ポリオキャンペーンと7/27女性会員の集い」の報告とお礼
○ガバナー事務所より
～「地区補助金説明会と補助金管理セミナーの案内」
○藤沢東RC

～「第3G・合同ゴルフコンペ参加者について」

例会臨時変更

- ・藤沢RC
8/12(水)休会
8/19(水)→8/18(火)夜間移動例会の為
- ・大和RC
8/11(火)取り留め例会
9/1(火)→8/30(日)家族会へ振替えの為休会

回覧

- ・地区大会親睦ゴルフコンペ参加申込み書

お知らせ

特別月間(8月)名称変更の案内
変更後:「会員増強・新クラブ結成推進月間」
事務局夏休み
8/7(金)～14(金)

例会日 毎週木曜日 12:30～13:30

例会場 湘南クリスタルホテル ☎28-2111

事務所 横浜銀行長後支店 2階 ☎44-7902

FAX 45-3190

スマイルボックス

齋藤善夫委員長

安部会長

本日は法律の話、楽しみにしてます。

長谷川幹事

阿部さん、卓話宜しく頑張って下さい！

平川会員

阿部さん、卓話宜しくお願ひします。

平綿(聖)会員

阿部さん、楽しみです。よろしくお願ひします。

井上寛会員

諸節会員

阿部貴之様、本日は卓話・法律よもやま話

楽しみです。宜しくお願ひ致します。

井上(直)会員

阿部さん、卓話ですね。リラックスしていきましょう。

伊藤会員

阿部君、よもやま話楽しみにしています。

松嶋会員

阿部会員、今日のお話楽しみにしております。

又、先日の日曜日(7/26)は暑い中、ポリオキャンペーン
お疲れ様でした。

西口会員

阿部貴之先生、本日楽しみにします。

齋藤会員

阿部貴之さん、本日の卓話よろしく！

佐藤会員

阿部先生、本日の卓話を楽しみにしています。

安室会員

阿部貴之さん、私の弁護をよろしく頼みます。

合計	¥ 13,000-
累計	¥ 77,300-

委員会報告

府中洋家族・親睦委員長

9/3(木)～1泊で、直前会長幹事慰労家族夜間例会
を河鹿荘で開催し、当日藤沢北西RC親睦ゴルフコンペ
を開催する予定です。

皆様の大勢のご参加を宜しくお願ひ致します。

阿部貴之家族・親睦委員

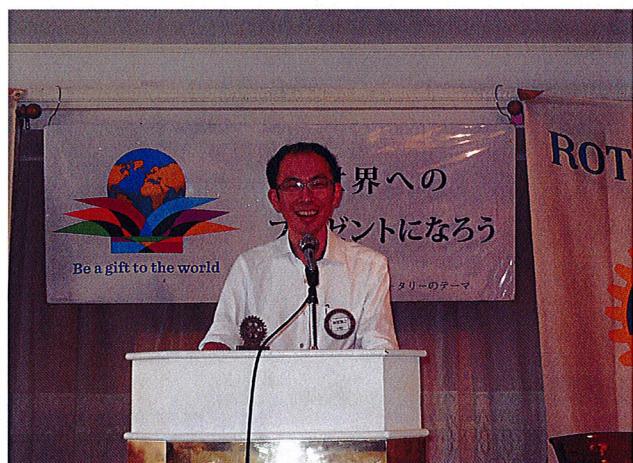
7/26(日)にポリオキャンペーンに出席致しました。
沢山の方々から、募金していただきました。

本日の卓話

テーマ：「法律よもやま話」

*別紙参照ください

卓話者：阿部貴之新会員



藤沢北西ロータリー卓話

シーライト藤沢法律事務所
弁護士 阿部 貴之

第1 マイナンバーについて

1 はじめに

平成28年1月～ マイナンバー法施行

平成27年10月～ マイナンバー通知開始

※ マイナンバー法はすべての事業者が対象

2 罰則の存在

- (1) 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供した場合（4年以下の懲役、200万以下の罰金、併科あり）
- (2) 個人番号利用事務等に従事する者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供し又は盗用した場合（3年以下の懲役、150万以下の罰金、併科あり）
- (3) 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得した場合（3年以下の懲役、150万以下の罰金）
- (4) 偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得した場合（6月以下の懲役、50万以下の罰金）
- (5) 特定個人情報保護委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反した場合（2年以下の懲役、50万以下の罰金）
- (6) 特定個人情報委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等があった場合（1年以下の懲役、50万以下の罰金）
- (7) 違反行為があった場合、行為者だけでなく事業者にも罰金刑が科される。

特に問題→上記(1)と(5)～(7)

「特定個人情報保護委員会（事業者のマイナンバー運用を監視する委員会）」が設置

【委員会の権限】

- ・違反行為の中止や是正措置、勧告を行う
- ・事業者や関係者に対する報告や資料の提出を求める

- ・委員会の職員による事業所への立ち入り検査(これまでの個人情報保護法では存在していなかった強力な権限)
→何らかの違反行為が疑われると、いきなり委員会が踏み込んでくる
という、企業にとっては大変な混乱を招く事態が引き起こされる。

3 マイナンバー法によって事業者に課される義務

- ・組織規程や取扱規程等の整備(法的整備)
- ・従業員に対する情報の安全管理に関する教育や監督(労務管理)
- ・セキュリティ対策やログ・アクセス制御(PCの技術管理)
- ・鍵かけ、立ち入り制限区画の設定等(物理的管理)

継続的にマイナンバーの取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むことも必要

4 具体的な準備・対策

- (1) 対応範囲の明確化
- (2) 基本方針の策定
- (3) 取扱規程等の策定
- (4) 従業員の監督
- (5) 業務プロセスの整備
- (6) 業務システムの整備
- (7) 内部監査体制の整備

5 最後に

運用の方向性が未確定
まずはできるところから着手
継続的な情報収集、きめ細な対応の推進も必要

第2 知っておきたい法律問題（基本編）

1 不動産分野で知っておきたい法律問題

(1) 設例

Xさんは不動産を複数所有し、賃料収入を得ていました。
その入居者の1人であるYさんが、1年くらい前から家賃の支払いが遅れがちになり、一部しか支払わなくなり、最後にはまったく支払わなくなり、合計で半年分ほどの家賃滞納が生じてしまいました。

この場合、どのように対処するべきでしょうか。

(2) 解決の方法

借り主の権利が強い 家賃1, 2ヶ月滞納での契約解除は困難
しかし、カギを変える、荷物撤去→違法行為（刑事罰に問われかねない）

【具体的な手順】段階的に

- ①家賃回収の交渉
- ②契約の解除→退去要求交渉
- ③裁判（最終手段だが躊躇は禁物）

【設例の場合は・・・】

家賃半年滞納→契約解除が認められる可能性（大）

家賃の回収は現実的には困難（生活苦のため）

滞納直後から細めに連絡→退去を促す

内容証明郵便で通告（契約解除、訴訟提起の予告等）

連絡ない、不明瞭な回答→直ちに提訴

被害を最小限にとどめることが重要！

【裁判での方針】

和解による即時退去→家賃回収にはこだわらない

和解ができず、退去を強制執行で行うための追加費用の方が損害として痛い

不動産に関する問題は先送りすると損害拡大

2 交通事故分野で知りたい法律問題

(1) 設例

Xさんは歩行中交通事故に遭い、肋骨にひびが入り、血胸（胸の中に血ができる症状）やむちうちになってしまったため、病院の呼吸器科にかかりたところ、レントゲン検査が行われ、経過を観察するので毎月1回だけ来なさいと言われました。

そこでXさんは、医師の指示どおり、月1回ずつ病院にかかり、あとは接骨院に通院を続けました。

3ヶ月ほど通院したところ、血胸は治りましたが、むちうちなど痛みの症状は消えませんでした。加害者側の損保担当者から、むち打ちの場合、自賠

責任保険に後遺障害として認めてもらえば、後遺症の補償額は100万円以上になるとの話をされたXさんは、加害者側の損保の勧めに従い、治療を終了させ、医師に後遺障害の診断書を作成してもらい、後遺症の補償を受けるための申請をしました。

しかし、むちうちなど痛みに関する後遺症の補償をまったく受けられませんでした。

この場合どうするべきでしょうか。

(2) 解決の方法

設例の場合、後遺症の補償を受けることはほぼ不可能

→むちうちの場合、整形外科やペインクリニック治療の証拠が必須

呼吸器科治療の証拠では医学的な証拠が不足

接骨院のカルテは医学的証拠として弱い

Q では整形外科に通院するだけでよいか? → 答えは NO

むち打ちの痛みの症状=自覚症状のみ

→ 医学的な証拠を残していくための入念な準備が必要

Q 医師の指示に従った通院をしていればそれで十分か? → 答えは NO

医師は治療の専門家・・・証拠の残し方は専門外

相手損保の担当者のアドバイスを鵜呑みにすることも危険

(相手損保は自社の支払いを減らすのが仕事)

重傷・軽傷を問わず、後遺症の補償を受けるためには、法律家の視点から見ても、適切な時期に適切な検査や治療を受けることが必要

3 労働法分野で知りたい法律問題

(1) 設例

X社が、態度の悪い従業員Aを解雇したところ、突如Y労働組合から、Aの解雇の件について団体交渉の申し入れがなされました。

X社はどのようにしてこの労働問題を解決すると良いでしょうか。

(2) 解決の方法

解雇した従業員も労働組合法上は自社の従業員として扱われる。

→ 設例の場合、団体交渉の放置、拒否は危険

【実際の対応方法】

- ・組合の要求を聴取

- ・会社からも質問
- ・組合側の要求内容に関する決定は後日
→面倒だからといって議事録や覚書などの書面にサインしてはダメ
- ・団体交渉の時間（目安）概ね2時間
- ・必ず録音する
- ・回答はすべて書面（後日）

※ 労働組合法は、労働組合と何らかの合意をすることを要求していない
【設例についての具体的対応】

議題：解雇→正社員の解雇は訴訟をしても会社が負ける場合が多い

訴訟になった場合、会社の支払い金額が増える

※早期解決が重要

設例の場合：Aの要求は復職？金銭？早期に見極めがポイント

解雇理由は後で追加可能

→調査+理由の追加

理由が多いほど解決金が低くなる可能性が高まる

正社員か、期間雇用社員か、パート・アルバイトか

→解雇のしやすさは大きく異なる

よって、タイプ別の作戦立案も重要

労務問題は初動対応を誤ると解決が困難に・・・

4 その他の分野で知りたい法律問題

債権回収の極意

相続分野で知りたい法律問題

建築分野で知りたい法律問題

